

議案第 84 号

茨城租税債権管理機構規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、茨城租税債権管理機構規約の一部を別紙のとおり変更することについて協議を求められたので、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税について令和6年度から個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円を賦課徴収することとなったことから、茨城租税債権管理機構規約を変更することについて協議したいので提案する。

別紙

茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約

茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める。

付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。